

# 株式会社ムラキデンキ

## 2013年度 環境活動レポート

(対象期間: 2013年2月1日～2014年1月31日)



発行日 2014年4月15日

改訂日 2014年6月12日

次回発行予定日 2015年4月

発行責任者 梅村 昌則

## 目 次

---

1. 組織の概要と認証・登録範囲	.....	1
2. 環境方針	.....	2
3. EA21実施体制	.....	3
4. 過去3年の環境負荷の実績	.....	4
5. 環境目標	.....	4
6. 環境活動計画	.....	5
7. 対象期間における環境活動計画の 取組結果とその評価	.....	6
8. 次年度(2014年度)の主な取組内容	.....	9
9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び 評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	.....	10
10. 代表者による全体の評価と見直し結果	.....	11

## 1. 組織の概要と認証・登録範囲

### 1) 事業者名及び代表者名

株式会社ムラキデンキ  
代表取締役 村木 慎

### 2) 所在地

岐阜県本巣郡北方町柱本3丁目66番地

### 3) 沿革

1960年 5月 村木電工舎 創業  
1993年 7月 岐阜市曾我屋 1653番地にて有限会社村木電工舎設立  
1995年 4月 株式会社ムラキデンキに組織変更  
1996年 10月 現在の所在地に移転  
2006年 8月 システム部を新設  
2008年 10月 制御盤製作室を新築

### 4) 資本金 2,000万円

### 5) 売上高 90,101万円(2013年度、工事件数 1,408)

### 6) 従業員数 33名

### 7) 面積 敷地 657.33㎡、事務所床 690.12㎡、倉庫床 498.78㎡

### 8) 建設業許可

岐阜県知事許可 特-18 第 100460号 電気工事業  
岐阜県知事許可 般-19 第 100460号 電気通信工事

### 9) 事業活動の内容(認証・登録の対象活動範囲)

- ① 電気設備工事
- ② 電気通信工事
- ③ 電気設備の製作・管理

### 10) 連絡先

会社ホームページ <http://muraki-d.com/>  
メールアドレス [murakidenki@muraki-d.com](mailto:murakidenki@muraki-d.com)  
環境保全関係の責任者及び担当者、連絡先  
環境管理責任者: 取締役 堀 元紀  
連絡担当者: 営業部 梅村 昌則  
連絡先: TEL 058-323-5601 FAX 058-323-5602

### 11) 事業年度 2月1日～翌年1月31日

### 12) 適用ガイドライン

エコアクション 21 建設業者向けガイドライン 2009年版

## 2. 環境方針

# 環境方針

### 《基本理念》

当社は、電気工事及び電気通信工事の事業活動において、環境保全活動を推進し、社会貢献と人々の幸せを実現します。

### 《方 針》

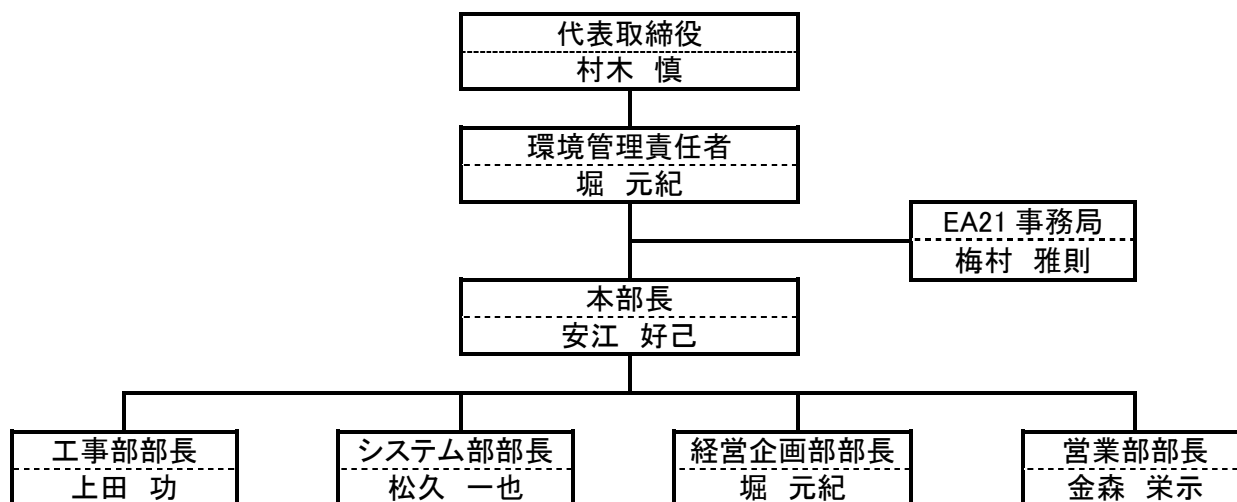
1. 事業活動において、効率化・省資源・省エネルギーを推進し、環境に配慮します。
2. 工事資材・事務資材は、グリーン購入による環境配慮を行います。
3. 日常的なエコ運転により、燃料使用量の削減を行います。
4. 雨水利用により、水の効率的利用及び建設機器の洗浄を行います。
5. 事業所・現場より発生する産業廃棄物を適正に処理します。
6. 環境関連法規・条例・その他の規則を遵守します。
7. 行政機関や地域社会の環境保全施策に協力し、積極的に参加することにより社会貢献を行います。
8. エコアクション21に全社員が積極的に参加し、継続的改善を行います。
9. この環境方針を全社員に周知すると共に、環境活動レポート等で公表します。

制定日：2011年11月4日

株式会社ムラキデンキ

代表取締役 **村本 慎**

### 3. EA21実施体制



役割、責任及び権限一覧

担 当	内 容
代表取締役	①環境経営システムに関する全ての責任と運用についての権限を持つ。
	②環境経営システムの構築・運用・管理に必要な資源を用意する。 (資源には、人材、設備、費用、時間、専門的な技能、技術を含む。)
	③環境管理責任者を任命する。
	④環境方針の策定・見直し及び従業員への周知を行なう。
	⑤代表者による全体の評価と見直しを実施する。
環境管理責任者	①環境経営システムを構築し、実施し、管理する。
	②作成された環境への負荷及び取組の自己チェックを確認し承認する。
	③法規制等の遵守状況をチェックする。
	④環境方針、自己チェック等に基づき環境目標を設定し、作成された環境活動計画を確認し承認する。
	⑤環境活動の取組状況を確認し、環境目標の達成状況を評価する。
	⑥問題点の是正、予防処置に対する指示と改善や見直しに必要な処置を行なう。
	⑦環境活動の取組結果を代表者へ報告する。
	⑧EA21に関する運用管理の体制を構築し、各責任者を任命する。
本部長	①代表取締役の意思決定のサポートを行う。
	②各部門における環境方針の周知を行なう。
	③各部門の従業員に対する教育訓練を実施する。
	④各部門の問題点の発見・是正・予防処置の実施を行なう。
各部門長	①自部門の環境目標及び環境活動計画の実施とEA21事務局への達成状況の報告。
	②自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施を行なう。
EA21事務局	①環境経営システム運営のすべての事務を行なう。
	②環境への負荷及び取組の自己チェックを作成し、環境管理責任者へ報告する。
	③「環境関連法規等の取りまとめ及び遵守状況チェックリスト」を作成し、環境管理責任者へ報告する。
	④環境活動計画及び運用手順書を作成し、実施達成状況を集計し、環境管理責任者へ報告する。
	⑤文書及び記録を管理保管する。
	⑥外部コミュニケーションの窓口となる。
	⑦内部コミュニケーションを運営管理する。
	⑧従業員に対する教育訓練を実施する。
	⑨特定された緊急事態に対する項目の手順書作成、テスト・訓練・記録を行なう。
全従業員	①環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚する。
	②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加をする。

#### 4. 過去3年の環境負荷の実績

	単位	2010年度	2011年度	2012年度
二酸化炭素の排出量	Kg-CO <sub>2</sub>	57,305	63,296	59,947
産業廃棄物の排出量	t	11.6	33.5	26.2
水の使用量、排水量	m <sup>3</sup>	333	358	273
化学物質の使用量	kg	-	28.8	24.0

※産業廃棄物の増加は特定事業者主体の営業範囲から、広範囲に拡大したことが要因です。

#### 5. 環境目標

このレポートの対象期間(2013年2月～2014年1月)の目標は、2011年の実績値を基準にして設定しており、中期目標においても2011年の実績値を基準としております。

項目		単位	対象期間(2月～1月)		中期目標		
			基準値	2013 目標	2014 目標	2015 目標	2016 目標
二酸化炭素排出量削減	電気使用量の削減	%	—	-3	-4	-5	-6
		kwh	34,502	33,467	33,122	32,777	32,431
		kg-CO <sub>2</sub>	16,319	15,830	15,667	15,503	15,339
	燃料の削減(ガソリン)	%	—	-3	-4	-5	-6
		ℓ	8,578	8,320	8,235	8,150	8,063
		kg-CO <sub>2</sub>	19,915	19,317	19,118	18,919	18,720
	燃料の削減(軽油)	%	—	-3	-4	-5	-6
		ℓ	7,649	7,419	7,342.9	7,267	7,190
		kg-CO <sub>2</sub>	19,782	19,188	18,990	18,723	18,595
	燃料の削減(灯油)	ℓ	18	0	0	0	0
		kg-CO <sub>2</sub>	44.8	0	0	0	0
	CO <sub>2</sub> 合計	%	—	-3	-4	-5	-6
kg-CO <sub>2</sub>		56,573	54,876	54,310	53,744	53,178	
産業廃棄物の削減		%	-	-3	-4	-5	-6
		t	49.0	47.5	47.1	46.5	46.1
水使用量削減		%	-	-3	-4	-5	-6
		m <sup>3</sup>	273	264.8	262.1	259.3	256.6
グリーン購入		件	1	2	2	2	2
地域環境保全		回	3	3	3	3	3

①購入電力の排出係数は、0.473kg-CO<sub>2</sub>/kwhとする。

※平成22年度事業者別排出係数等一覧より中部電力調整後排出係数を参照

②廃棄物排出量は、事務所・現場からの廃棄物に対しての総排出量で管理する。

③水使用量については、事務所、駐車場における水使用量の削減について実施する。

④上記の目標のほか、作業現場の環境及び品質安全向上ために5S活動(整理、整頓、清潔、清掃、躰)に取り組む。

⑤化学物質の使用量は、使用状況を記録し管理を徹底する。

⑥事業系一般廃棄物は、北方町の廃棄物収集にて廃棄する。

⑦灯油は使用量が少ない為、昨年に続き灯油の使用を無くす。

## 6. 環境活動計画

項目		活動計画の内容	担当
二酸化炭素排出量削減	電気使用量の削減	① 1階フロアの間仕切り(社長室と応接室) ②照明のLED化 ③太陽光パネルの設置 ④電気使用量の社内見える化の推進 ⑤昼休み、退出時の消灯励行 ⑥エアコンの温度管理・定期清掃・扇風機の活用 ⑦休日前のパソコン・プリンターのOFF ⑧バッテリー等充電後放置せず、こまめな抜差し	全社員
	燃料の削減(ガソリン)	①電気自動車の導入 ②ハイオク車の低燃費車・軽自動車への切り替え ③車両別燃費の把握と分析による燃費向上 ④タイヤ空気圧チェックの定期実施	全社員
	燃料の削減(軽油)	⑤過積載をせず、荷台に余計な荷物は載せない ⑥エコドライブの励行 ⑦定期的メンテナンスの実施	
	燃料の削減(灯油)	①ストーブ使用時の温度管理の徹底	
産業廃棄物削減	① 建設廃材の分別を徹底し、廃プラスチック量の削減、金属類の再資源化を推進する。 ②作業ミス等を無くし、廃棄原材料を無くす。 ③資材納品・購入時の梱包物の削減 ④地域の廃品回収などを利用したりサイクル活動への参加 ⑤ゴミ自体の発生を抑制する意識向上 ⑥コピー用紙の再利用 ⑦印刷物の縮小やNアップ印刷を利用した枚数の削減 ⑧不要用紙のリサイクル推進	全社員	
水使用量削減	① 雨水利用の促進 ・植栽等の散水 ・工事車両・営業車両・工事機具等の洗浄 ②節水の呼びかけ ③手洗い場の流水量の調整 ④散水ホースの垂れ流し防止	全社員 堀・梅村	
グリーン購入	① 事資材のグリーン購入 ②文具のエコマーク、グリーンマーク品購入 ③詰替え可能商品購入	梅村	
地域環境保全	① 社屋周辺道路の清掃活動の年2回以上の実施 ②自治体主体の保全活動への協力	全社員	
化学物質の管理	① 化学物質を適正に保管する ② 化学物質の使用量を把握する ③ SDSの取得と保管をする	全社員	

## 7. 対象期間(2013年2月～2014年1月)における環境活動計画の 取組結果とその評価

○は達成、×は未達、△は取組内容により判断

項目	単位	目標	実績	取組の評価	
二酸化炭素 排出量 削減	電気使用 量の削減	%	-3	<b>-26.2%</b>	○ 照明の時間帯制御と調光を開始。時間帯により調光で照度を変 化させ無駄の削減。こまめなON・OFFの徹底を行っている。
		kwh	33,467	24,712	
		kg-CO <sub>2</sub>	15,830	11,689	
	燃料の 削減 (ガソリン)	%	-3	47.8%	× 車両の1台追加があり、使用量は増加している。遠 方工事の増加が大きな要因。
		ℓ	8,320	12,300	
		kg-CO <sub>2</sub>	19,317	28,556	
	燃料の 削減 (軽油)	%	-3	92.9%	× 車両の1台追加。新規顧客による顧客多様化によ り、走行距離の増加があった。
		ℓ	7,419	14,312	
		kg-CO <sub>2</sub>	19,188	37,014	
	燃料の削 減(灯油)	ℓ	0	0	○ 石油ストーブの使用をやめた。
kg-CO <sub>2</sub>		0	0		
合計	%	-3	40.8%	△ 燃料増加が著しいが、燃費把握できているので可と 判断。	
	kg-CO <sub>2</sub>	54,876	77,259		
産業廃棄物削減	%	-3	<b>-22.5%</b>	○ 建設廃材の分別の徹底による廃プラ削減、金属類の再 資源化を推進し、廃棄物削減の意識向上ができ、目標 の達成となった。	
	t	47.5	36.8		
水使用量削減	%	-3	36.1%	× 屋外工事増加に伴い、水の携帯タンクを増やした。	
	m <sup>3</sup>	264.8	360.5		
グリーン購入	件	2	2	○ 詰め替え品へシフト、事務用品選別	
地域環境保全	回	3	3	○ 会社周辺の清掃、自治体主催の清掃活動に参加し た。	
化学物質の管理	-	-	-	○ 台帳を作成することにより、在庫を保管場所に保管 できた。	

### <取組事例の紹介>

#### 1) LED 照明の制御コントロール

- ・無線通信による照明コントロール端末の導入。時間帯と場所により照度をコントロールして  
います。また、2階事務所部分にも LED 照明を導入しました。

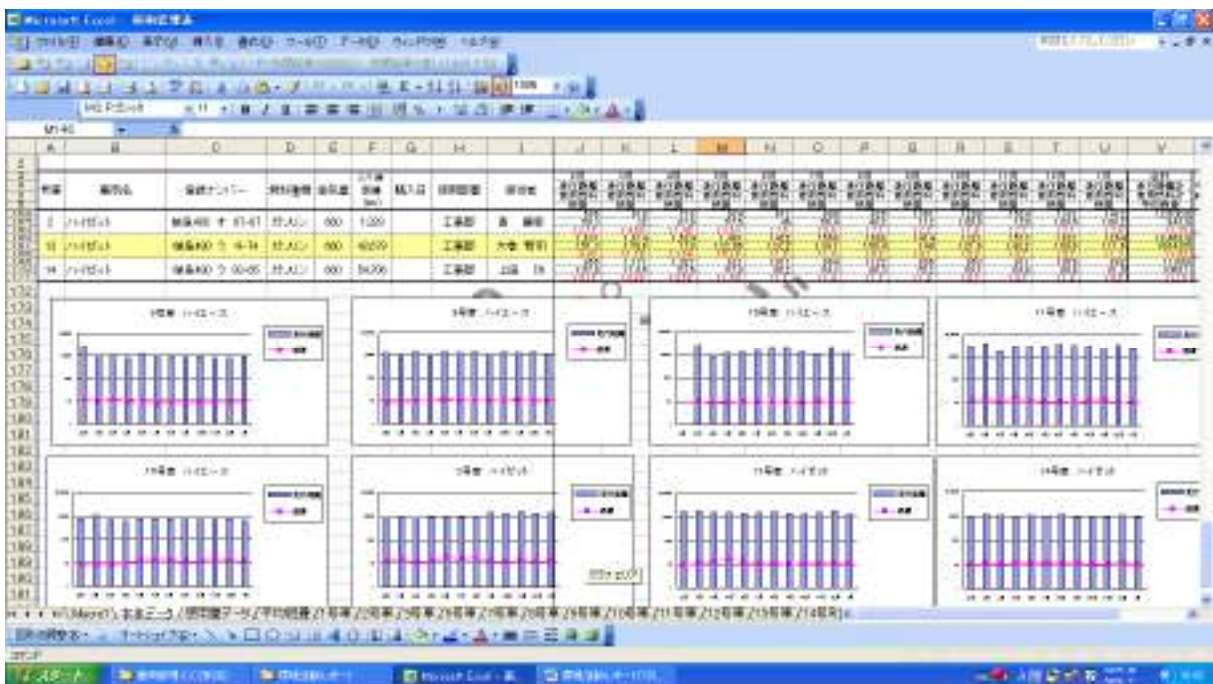




## 2) 車両別燃費の把握

- ・ひき続き、各車両の運行データを毎月集計し、距離・燃費をデータ化しました。
- ・運転手個々の運転特性を一覧にすることで、注意喚起をし、燃費への意識を高めています。
- ・同一車両での比較も行っています。

車種	車台番号	燃料消費量 (L)	走行距離 (km)	燃費 (L/km)	備考	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	トラック	1000	8000	125	標準												
2	トラック	1200	1200	100	標準												
3	トラック	1247	1247	100	標準												
4																	
5	トラック	400	400	100	標準												
6																	
7	トラック	300	300	100	標準												
8	トラック	8079	8079	100	標準												
9	トラック	8910	8910	100	標準												
10	トラック	9	9	100	標準												
11	トラック	10266	10266	100	標準												
12	トラック	4700	4700	100	標準												
13	トラック	4000	4000	100	標準												



## 3) 太陽光発電の導入

- ・本社屋根部分に太陽光発電施設を設置しました。連系は 2004 年 1 月ですので、来年度より CO2 削減が開始されます。
- ・本社社屋と倉庫のそれぞれの屋上に、合わせて 20kw 弱の発電容量があります。



#### 4) 毎週金曜実施の5S活動

- ・整理整頓による業務効率化、無駄な資材の購入回避、廃棄物削減を行っています。
- ・フィルターの清掃や周辺清掃など、日ごろ行なわない清掃も行っていきます。

#### 4) 地域環境保全

- ・年に2回会社周辺を広範囲にわたり、全社員による清掃活動を行なっています。
- ・自治体主催の清掃活動にも積極的に参加しています。

本社周辺清掃風景



地域清掃活動参加風景



## 8. 次年度(2014年度)の主な取組内容

対象期間中に成果を得た活動は継続して実施するとともに、下記事項を重点テーマにして取り組んでいきます。

### 1) 二酸化炭素の排出削減

#### ① 電気使用量の削減

・動力と電灯の計測を分け、エアコンとそれ以外に区別して使用量を判別し、削減アクションを行います。

・夏場・冬場の空調効率向上を図ります。

#### ② 燃料の削減

・車両ごとの燃費と車種別データを定期的に発信していきます。

・車両ごとの燃費の目標値を明確にします。

・インセンティブなど考慮し、よりエコドライブを推進します。

### 2) 水使用量削減

・室内使用量と屋外使用量の水量を把握します。

・屋外水道は、工事以外での使用を極力減らしていきます。

・設置した雨水タンクを活用し、屋外で使用する水量の削減を行います。

### 3) 産業廃棄物の削減

・分別作業の継続を行います

・作業ミスをなくすよう、従業員一人一人にゴミ削減を促します。

・再資源化を積極的に行います。

### 4) 地域環境保全

・前年に引き続き、地域社会の省エネ・美化活動に貢献していきます。

(例: 省エネ商材の推進、北方町河川美化運動)

### 5) グリーン購入品の増加

・事務用品だけでなく、工事備品にも視野を広げグリーン購入対象品の拡大に努めます。

### 6) 化学物質の適正管理

・エコアクション担当者の関与がなくても、化学物質への意識を向上させ、適正な在庫管理を行います。

## 9. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟等の有無

主な適用される法規制等とその遵守状況を「環境関連法規等の取りまとめ表／遵守評価記録」を用いてEA21 事務局が行い、環境管理責任者が承認し、2013年3月18日の代表者による全体評価と見直しで報告しました。

法規制等の名称	該当する要求事項	遵守評価(2014.2.20)	
		証拠	判定
廃棄物処理法	委託基準:産廃収集運搬・処理業者の許可の確認、契約	契約書・許可書	○
	保管基準 ・掲示板の表示 ・飛散・浸透の防止 ・衛生管理	現場確認	○
	マニフェスト交付 ・B2・D・E表の5年保管 B2.D表90日保管 ・E表が180日以内に送付されなければ、30日以内に知事に報告	マニフェスト	○
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	報告書	○
家電リサイクル法	特定家庭用機器の引取 製造業者への引渡	マニフェスト	○
フロン回収破壊法	委託基準:業務用冷凍冷蔵機器のフロン回収 ・フロン回収業者の登録 ・回収量等に関する報告書(5年)	報告書	○
消防法	消防機器の設置と定期点検 ・防火管理者の選定・管理者プレートの掲示 ・消防用設備の管理	届出書	○
化学物質排出把握促進法	PRTR制度:化学物質の環境への排出量。移動量の把握 ・届出対象事業者の要件にて判定し、届出	現場確認 保管書類確認	○
	SDS制度:化学物質の適正な管理 ・原材料や資材の毒性や取り扱い注意について把握		
グリーン購入法	環境物品等の選択	事例確認	○
取引先安全衛生環境基準	産業廃棄物の分別等	事例確認	○

### 違反・訴訟等

自社の事業活動に関する法令違反はございません。関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間なく、訴訟もございません。

## 10. 代表者による全体の評価と見直し結果

2014年3月18日に実施し、その結果を「代表者による全体の評価と見直し記録」しています。

環境管理責任者より代表取締役へ環境目標の達成状況、環境経営システムの運用状況、環境関連法規等の遵守状況、利害関係者の苦情・要望事項を報告し、代表取締役より次のことが指示されました。

- ①環境方針の変更は行わず、従来の方針にて継続する。
- ②環境目標及び活動計画は、変更する必要はないが、大幅な削減が出来ているものに関しては注視し、目標や計画の変更を視野に入れて活動を行う。
- ③環境目標の達成状況については、
  - ・電気の使用量が減少していることはいいが器具交換以外での削減を明確化する。
  - ・燃料が大幅に増加したことは把握できているので想定範囲だが、無駄かどうかを明確になっていない。早急に指標としやすい基準値を作る。
- ④環境経営システムの運用は、プロセスを明確にし、結果とリンクさせること。  
また、周囲にシステム運用を行っていることをアピールする活動も考慮したい。
- ⑤環境関連法規等は、全社員が法令遵守の意識をもっているか、再度教育を行う。
- ⑥利害関係者とは社内外問わず要望に迅速に対応するよう、フローや担当者を明確にする。

－以上－